明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二七七）　二
○農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の施行期日を定める政令（二七八）　三
○農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行令（二七九）　三
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二八〇）　四
○大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二八一）　四
○大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令（二八二）　四
○大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二八三）　四

〔府　令〕
○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七八）　六

〔省　令〕
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二四、一二五）　九

〔告　示〕
○子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第八条第二号及び第八十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める日数の一部を改正する告示（厚生労働二八六）　三六
○子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第八条第二号、第八十六条及び第百三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める日数の一部を改正する告示（同二八七）　三四
○特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら及びめばち（インド洋協定海域）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一六九二）　九
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一六九三）　三五

〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　四四
裁判所
破産、免責、再生関係　四六
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決関係　五五
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分関係　五五
会社その他
会社決算公告　七七

本号で公布された法令のあらまし

◇令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二七七号）（内閣府本府）

1　令和六年六月八日から七月三〇日までの間の豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

(一)　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(二)　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

(三)　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

(四)　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

(五)　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

(六)　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

(七)　母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

(八)　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

(九)　山形県最上郡鮭川村の区域に係る激甚災害について中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二七八号）（農林水産省）

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六三号）の施行期日は、令和六年一〇月一日とすることとした。

◇農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行令（政令第二七九号）（農林水産省）

1　株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間の範囲を定めることとした。（第一条及び第四条関係）

2　種苗法に基づく出願料及び登録料の軽減の申請手続並びに出願料及び第一年から第六年までの各年分の登録料の四分の三に相当する額を軽減することを定めることとした。（第二条及び第三条関係）

3　この政令は、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二八〇号）（厚生労働省）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年一〇月一日とすることとした。

◇大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二八一号）（厚生労働省）

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八四号）の施行期日は令和六年一二月一二日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和七年三月一日とすることとした。

◇大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令（政令第二八二号）（厚生労働省）

1　大麻草の栽培の規制に関する法律第一三条第四項の政令で定める手数料の額は、大麻草研究栽培者の免許を申請する者にあっては一万二、九〇〇円、大麻草研究栽培者の免許証の再交付を申請する者にあっては五、五〇〇円とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年一二月一二日）から施行することとした。

◇大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二八三号）（厚生労働省）

一　麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正関係（第一条関係）

所要の規定の整備を行うこととした。

二　麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正関係（第二条関係）

1　題名を「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令」に改めることとした。

2　麻薬及び向精神薬取締法別表第一第七八号ロの政令で定める量は、油脂（常温において液体であるものに限る。）及び粉末にあっては一〇〇万分中一〇分の量、水溶液にあっては一〇〇万分中一〇分の量、これら以外のものにあっては一〇〇万分中一分の量とすることとした。

3　麻薬及び向精神薬取締法第二条第二項の規定に基づき、化学的変化（代謝を除く。）により容易に同法別表第一に掲げる物を生成する物として、六ａ・七・八・一〇ａ―テトラヒドロ―一―ヒドロキシ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―二―カルボン酸及びその塩類並びに六ａ・七・一〇・一〇ａ―テトラヒドロ―一―ヒドロキシ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―二―カルボン酸及びその塩類を指定することとした。

三　その他

その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

四　施行期日等

1　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第四条関係）

2　この政令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年一二月一二日）から施行することとした。

政　令

令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十七号

令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害	法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条及び第二十四条に規定する措置並びに山形県最上郡鮭川村の区域に係る激甚災害にあっては、法第十二条に規定する措置
備考　上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。	

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　伊藤**信**太郎
経済産業大臣　**齋**藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十八号

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の施行期日は、令和六年十月一日とする。

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　伊藤**信**太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十九号

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行令

内閣は、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）第十二条第二項、第十六条及び第十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（認定生産方式革新実施計画に係る株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率等）

第一条　農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（以下「法」という。）第十二条第二項の政令で定める利率、償還期限及び据置期間の範囲は、利率については最高年八分五厘、償還期限については据置期間を含め二十五年、据置期間については五年とする。

（出願料の軽減）

第二条　法第十六条第一項の規定により出願料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る出願品種が認定開発供給事業の成果に係るものであることを証する書面を添付して、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

一　申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二　申請に係る出願品種の属する農林水産植物（種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第一項に規定する農林水産植物をいう。）の種類及び当該出願品種の名称

三　法第十六条第一項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別

四　出願料の軽減を受けようとする旨

2　法第十六条第一項第二号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、同項の規定により添付すべき書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　申請に係る出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次条第二項において「従業者等」という。）が育成した同法第八条第一項に規定する職務育成品種（次条第二項第一号において「職務育成品種」という。）であることを証する書面

二　申請に係る出願品種についてあらかじめ種苗法第八条第一項に規定する使用者等（次条第二項第二号において「使用者等」という。）が同法第三条第一項第一号に規定する品種登録出願（次条第二項第二号において「品種登録出願」という。）をすることを定めた契約、勤務規則その他の定めの写し

3　農林水産大臣は、第一項の申請書の提出があったときは、種苗法第六条第一項の規定により納付すべき出願料の額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

（登録料の軽減）

第三条　法第十六条第二項の規定により登録料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る登録品種が認定開発供給事業の成果に係るものであることを証する書面を添付して、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

一　申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二　申請に係る登録品種の品種登録（種苗法第三条第一項に規定する品種登録をいう。）の番号

三　法第十六条第二項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別

四　登録料の軽減を受けようとする旨

2　法第十六条第二項第二号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、同項の規定により添付すべき書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　申請に係る登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であることを証する書面

二　申請に係る登録品種についてあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することを定めた契約、勤務規則その他の定めの写し

3　農林水産大臣は、第一項の申請書の提出があったときは、種苗法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料の額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

（認定開発供給実施計画に係る株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率等）

第四条　法第十八条第二項の政令で定める利率、償還期限及び据置期間の範囲は、利率については最高年八分五厘、償還期限については据置期間を含め二十五年、据置期間については五年とする。

附　則

この政令は、法の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　伊藤**信**太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援推進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十一号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年十二月十二日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和七年三月一日とする。

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁
内閣総理大臣　岸田　文雄

大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十二号

大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令

内閣は、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　大麻草研究栽培者の免許を申請する者　一万二千九百円

二　大麻草研究栽培者の免許証の再交付を申請する者　五千五百円

附　則

この政令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日（令和六年十二月十二日）から施行する。

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁
内閣総理大臣　岸田　文雄

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十三号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行に伴い、並びに麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第二項、第三十二条第二項及び別表第一第七十八号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

（麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正）

第一条　麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第四十号」を「第二条第一項第四十号」に改める。

第一条の二第一項中「麻薬営業者は、法第三十二条第二項」を「法第三十二条第一項に規定する麻薬営業者等（次項において「麻薬営業者等」という。）は、同条第二項」に改め、同条第二項中「麻薬営業者」を「麻薬営業者等」に改める。

第十一条第一号中「大麻及び」を削る。

（麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正）

第二条　麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令

第一条中「別表第一第七十五号」を「別表第一第七十七号」に改め、第七十号及び第七十一号を削り、第七十二号を第七十号とし、第七十三号から第百六十二号までを二号ずつ繰り上げる。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、同条の前に次の一条を加える。

（濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量）

第二条　法別表第一第七十八号ロの政令で定める量は、次の各号に掲げる物の区分に応じ、当該各号に定める量とする。

一　油脂（常温において液体であるものに限る。）及び粉末　百万分中十分の量

二　水溶液　一億分中十分の量

三　前二号に掲げる物以外のもの　百万分中一分の量

本則に次の一条を加える。

（麻薬とみなして法の規定を適用する物）

第六条　法第二条第二項の規定に基づき、次に掲げる物を化学的変化（代謝を除く。）により容易に法別表第一に掲げる物を生成する物に指定する。

一　六ａ・七・八・十ａ－テトラヒドロ－一－ヒドロキシ－六・六・九－トリメチル－三－ペンチル－六Ｈ－ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン－二－カルボン酸及びその塩類

二　六ａ・七・十・十ａ－テトラヒドロ－一－ヒドロキシ－六・六・九－トリメチル－三－ペンチル－六Ｈ－ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン－二－カルボン酸及びその塩類

（輸出貿易管理令の一部改正）

第三条　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二一の三の項中「第二条第七号」を「第二条第一項第七号」に改める。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第二条第一号

二　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）第三十五号

三　再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百七十八号）第三条第一号

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十八条第一号中「第八号」を「第七号」に改める。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第六条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号を次のように改める。

二　削除

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第七条　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第一号を次のように改める。

一　削除

（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第八条　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号を次のように改める。

一　削除

（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部改正）

第九条　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令の一部を次のように改正する。

第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

（独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令の一部改正）

第十条　独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一及び二　削除

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第十二条　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第七号を次のように改める。

七　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十七条（同法第二十四条第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪

第七条第二項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第四十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条第一項中「第十三号」を「第十二号」に改める。

第十七条中「第十四号から第二十号まで」を「第十三号から第十九号まで」に改める。

第二十七条第二項中「第二十一号」を「第二十号」に改める。

第三十二条中「第十三号」を「第十二号」に、「第二十一号」を「第二十号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十二月十二日）から施行する。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行前にした行為に係る第五条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条及び第二十八条の規定の適用については、第五条の規定による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第十七条第四号に掲げる行為は、新令第十七条第六号に掲げる行為とみなす。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行前にした行為に係る第十一条の規定による改正後のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第一条の規定の適用については、第十一条の規定による改正前のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令第一条第十一号に掲げる罪は、新令第一条第十七号に掲げる罪とみなす。

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この政令の施行前にした行為に係る第十二条の規定による改正後の特定複合観光施設区域整備法施行令（以下この条において「新令」という。）第七条第一項、第八条第二項及び第二十七条第一項の規定の適用については、第十二条の規定による改正前の特定複合観光施設区域整備法施行令（次項において「旧令」という。）第七条第一項第七号に掲げる罪（新令第七条第一項第七号に掲げる罪に相当するものを除く。）は、新令第七条第一項第九号に掲げる罪とみなす。

2　この政令の施行前にした行為に係る新令第七条第二項、第八条第一項、第十七条、第二十七条第二項及び第三十二条の規定の適用については、旧令第七条第二項第九号に掲げる罪は、新令第七条第二項第十号に掲げる罪とみなす。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁
経済産業大臣　齋藤　健

府　令

○内閣府令第七十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条の三第二項第七号の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年九月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
第二条　法第十二条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。 ［一～八　略］ 九　市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所における児童虐待の防止に係る相談援助業務（児童虐待に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。）の実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行う業務に二年以上従事し、かつ、児童の福祉その他の福祉に関する業務に五年以上従事した者であつて、都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認めたもの **第六条の七**　［略］ ［②］　法第十八条の十六第二項（法第三十四条の五第二項、第三十四条の七の三第二項、第三十四条の七の六第二項、第三十四条の十四第二項、第三十四条の十八の二第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第三号様式によるものとする。 ［③　略］ **第二十条**　法第二十一条の十四第二項、第三十四条の八の三第二項、第三十四条の十七第二項、第三十四条の十七の三第二項及び第五十六条の八第八項において準用する法第十八条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第十三号の三様式によるものとする。	**第二条**　法第十二条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。 ［一～八　同上］ ［号を加える。］ **第六条の七**　［同上］ ［②］　法第十八条の十六第二項（法第三十四条の五第二項、第三十四条の十四第二項、第三十四条の十八の二第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第三号様式によるものとする。 ［③　同上］ **第二十条**　法第二十一条の十四第二項、第三十四条の八の三第二項、第三十四条の十七第二項及び第五十六条の八第八項において準用する法第十八条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第十三号の三様式によるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第三号様式を次のように改める。

第三号様式（第六条の七第二項関係）

表

縦十七センチメートル

横八センチメートル

裏

右の者は、児童福祉法第十八条の十六、第三十四条の五、第三十四条の七の三、第三十四条の七の六、第三十四条の十四、第三十四条の十四の二又は第四十八条の規定による質問又は立入検査をする職権を行う者であることを証明する。

第　号	
令和　年　月　日交付	
所属	
職名	
氏名	

都道府県知事
（市長）
印

証明書

第三十八条の規定により、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、都道府県知事又は当該職員に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条小規模住居型児童養育事業、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の七の六　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、妊産婦等生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の七　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の八　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の九　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の十　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の十一　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の十二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の十三　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の十四　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の十五　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の十六　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の十七　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の十八　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の十九　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二十　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二十一　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二十二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二十三　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二十四　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二十五　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二十六　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二十七　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二十八　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二十九　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三十　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三十一　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三十二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三十三　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三十四　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三十五　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三十六　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三十七　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三十八　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三十九　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四十　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四十一　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四十二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四十三　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四十四　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四十五　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四十六　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四十七　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四十八　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四十九　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五十　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五十一　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五十二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五十三　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五十四　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五十五　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五十六　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五十七　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五十八　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五十九　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六十　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六十一　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六十二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六十三　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六十四　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六十五　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六十六　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六十七　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六十八　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六十九　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の七十　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の七十一　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の七十二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の七十三　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の七十四　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の七十五　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の

第十三号の三様式を次のように改める。

第十三号の三様式（第二十条関係）

表

縦十センチメートル

横八センチメートル

第　　号	
令和　　年　　月　　日交付	

証明書

所属	
職名	
氏名	

右の者は、児童福祉法第三十一条の十四第一項、第三十四条の十四第一項及び第三十四条の八の三第一項、第三十四条の八第七項の規定による質問又は立入検査をする職権を行う者であることを証明する。

市町村長印

裏

児童福祉法（抄）	第十八条の十六　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合において、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、又は確保しようとする条の十一第一項の規定によるときは、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 ②　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ③　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ④　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ⑤　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ⑥　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ⑦　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ⑧　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ⑨　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ⑩　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ⑪　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ⑫　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ⑬　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ⑭　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ⑮　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ⑯　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ⑰　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ⑱　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ⑲　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ⑳　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㉑　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㉒　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㉓　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㉔　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㉕　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㉖　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㉗　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㉘　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㉙　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㉚　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㉛　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㉜　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㉝　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㉞　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㉟　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㊱　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㊲　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㊳　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㊴　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㊵　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㊶　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㊷　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㊸　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㊹　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㊺　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㊻　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㊼　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㊽　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㊾　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㊿　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (51)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (52)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (53)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (54)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (55)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (56)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (57)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (58)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (59)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (60)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (61)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (62)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (63)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (64)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (65)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (66)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (67)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (68)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (69)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (70)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (71)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (72)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (73)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (74)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (75)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (76)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (77)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (78)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (79)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (80)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (81)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (82)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (83)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (84)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (85)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (86)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (87)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (88)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (89)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (90)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (91)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (92)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (93)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (94)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (95)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (96)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (97)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (98)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (99)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (100)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (101)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (102)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (103)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (104)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (105)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (106)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (107)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (108)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (109)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (110)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (111)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (112)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (113)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (114)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (115)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (116)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (117)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (118)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (119)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (120)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (121)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (122)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (123)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (124)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (125)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (126)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (127)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (128)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (129)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (130)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (131)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (132)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (133)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (134)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (135)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (136)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (137)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (138)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (139)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (140)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (141)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (142)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (143)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (144)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (145)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (146)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (147)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (148)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (149)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (150)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (151)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (152)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (153)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (154)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (155)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (156)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (157)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (158)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (159)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後におい

省　令

○厚生労働省令第百二十四号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定に基づき、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月十一日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

第一条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章　（略）	第一章～第三章　（略）
第四章　子の看護等休暇（第三十二条―第三十七条）	第四章　子の看護休暇（第三十二条―第三十七条）
第五章～第十章　（略）	第五章～第十章　（略）
第十一章　雑則（第七十九条―第百六条）	第十一章　雑則（第七十九条―第九十七条）
附則	附則
（法第二条第一号の厚生労働省令で定めるもの）	（法第二条第一号の厚生労働省令で定めるもの）
第一条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「法」という。）第二条第一号の厚生労働省令で定める労働者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）として当該児童を委託することができない労働者とする。	**第一条**　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「法」という。）第二条第一号の厚生労働省令で定める者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）として当該児童を委託することができない労働者とする。
2　（略）	2　（略）
（法第五条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情）	（法第五条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情）
第五条　法第五条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。	**第五条**　法第五条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　法第五条第一項の申出に係る子の親（同項の申出に係る子について民法第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により養子縁組里親として委託されている者若しくは第一条第一項に該当する労働者を含む。以下この章において同じ。）である配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が死亡したとき。	四　法第五条第一項の申出に係る子の親（同項の申出に係る子について民法第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により養子縁組里親として委託されている者若しくは第一条第一項に該当する者を含む。以下この章において同じ。）である配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が死亡したとき。
五～八　（略）	五～八　（略）
（育児休業申出の方法等）	（育児休業申出の方法等）
第七条　（略）	**第七条**　（略）
2～6　（略）	2～6　（略）
7　事業主は、育児休業申出があったときは、当該育児休業申出をした労働者に対して、当該育児休業申出に係る子の妊娠、出生（育児休業申出に係る子が当該育児休業申出の際に出生していない場合にあっては、出産予定日）若しくは養子縁組の事実又は第一項第三号若しくは第七号から第十二号までに掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。ただし、法第五条第七項に規定する場合は、この限りでない。	7　事業主は、育児休業申出があったときは、当該育児休業申出をした労働者に対して、当該育児休業申出に係る子の妊娠、出生（育児休業申出に係る子が当該育児休業申出の際に出生していない場合にあっては、出産予定日）若しくは養子縁組の事実又は同項第三号若しくは第七号から第十二号までに掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。ただし、法第五条第七項に規定する場合は、この限りでない。
8　（略）	8　（略）

（出生時育児休業申出の方法等）

第二十一条の二　（略）

２　第七条第二項から第八項までの規定は、出生時育児休業申出について準用する。この場合において、同条第四項第二号中「第六条第三項」とあるのは「第九条の三第三項」と、同条第七項中「第一項第三号若しくは第七号から第十二号まで」とあるのは「第一項第三号若しくは第七号」と、「第五条第七項」とあるのは「第九条の二第四項」と読み替えるものとする。

（同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例の読替え）

第二十二条　法第九条の六第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項	第六条第一項ただし書（第二号に係る部分に限る。）及び第二項	第六条第一項ただし書（第二号に係る部分に限る。）及び第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第五十七条		
（略）	（略）	（略）
第三項、第七条第二項（第九条の四において準用する場合を含む。）	第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七条第二項（第九条の四において準用する場合及び第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
（略）	（略）	（略）

２　（略）

第四章　子の看護等休暇

（法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める当該小学校第三学年修了前の子の世話）

第三十二条　法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める当該小学校第三学年修了前の子の世話は、同項の小学校第三学年修了前の子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

（法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める事由）

第三十三条　法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一　学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十九条の規定による出席停止

二　保育所等その他の施設又は事業における学校保健安全法第二十条の規定による学校の休業に準ずる事由又は前号に掲げる事由に準ずる事由

（法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定めるもの）

第三十三条の二　法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定めるものは、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典とする。

（出生時育児休業申出の方法等）

第二十一条の二　（略）

２　第七条第二項から第八項までの規定は、出生時育児休業申出について準用する。この場合において、同条第四項第二号中「第六条第三項」とあるのは「第九条の三第三項」と、同条第七項中「同項第三号若しくは第七号から第十二号まで」とあるのは「同項第三号若しくは第七号」と、「第五条第七項」とあるのは「第九条の二第四項」と読み替えるものとする。

（同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例の読替え）

第二十二条　法第九条の六第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項	第六条第一項ただし書及び第二項	第六条第一項ただし書及び第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第五十七条		
（略）	（略）	（略）
第三項、第七条第二項	第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七条第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
（略）	（略）	（略）

２　（略）

第四章　子の看護休暇

（法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める当該子の世話）

第三十二条　法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める当該子の世話は、当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

第三十三条　削除

（新設）

（法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等）

第三十四条　（略）

2　前項に規定する一日未満の単位で取得する子の看護等休暇一日の時間数は、一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）とする。

（子の看護等休暇の申出の方法等）

第三十五条　法第十六条の二第一項の規定による申出（以下この条及び第三十七条において「看護等休暇申出」という。）は、次に掲げる事項を、事業主に対して明らかにすることによって、行わなければならない。

一　看護等休暇申出をする労働者の氏名

二　看護等休暇申出に係る子の氏名及び生年月日

三　子の看護等休暇を取得する年月日（法第十六条の二第二項の規定により、子の看護等休暇を一日未満の単位で取得する場合にあっては、当該子の看護等休暇の開始及び終了の年月日時）

四　看護等休暇申出に係る子が負傷し、若しくは疾病にかかっている事実、第三十二条に定める世話若しくは第三十三条第一号若しくは第二号に定める事由に伴う世話を行う旨又は第三十三条の二に定めるものへの参加をする旨

2　事業主は、看護等休暇申出があったときは、当該看護等休暇申出をした労働者に対して、前項第四号に掲げる事項を証明することができる書類の提出を求めることができる。

（法第十六条の三第二項において準用する法第六条第一項ただし書の場合の手続等）

第三十七条　法第十六条の三第二項において準用する法第六条第一項ただし書（第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、事業主が労働者からの看護等休暇申出を拒む場合における必要な手続その他の事項は、同項ただし書の協定の定めるところによる。

（法第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める世話）

第三十八条　法第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める世話は、次に掲げるものとする。

一　介護

二　通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の必要な世話

（法第十六条の六第二項において準用する法第六条第一項ただし書の場合の手続等）

第四十三条　法第十六条の六第二項において準用する法第六条第一項ただし書（第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、事業主が労働者からの介護休暇申出を拒む場合における必要な手続その他の事項は、同項ただし書の協定の定めるところによる。

（法第二十一条第一項の厚生労働省令で定める事実）

第六十九条の二　法第二十一条第一項の厚生労働省令で定める事実は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　労働者が第一条第一項に該当する労働者であって、同条第二項に定めるところにより一歳に満たない者を委託されていること又は当該者を受託する意思を明示したこと。

（法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等）

第三十四条　（略）

2　前項に規定する一日未満の単位で取得する子の看護休暇一日の時間数は、一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）とする。

（子の看護休暇の申出の方法等）

第三十五条　法第十六条の二第一項の規定による申出（以下この条及び第三十七条において「看護休暇申出」という。）は、次に掲げる事項を、事業主に対して明らかにすることによって、行わなければならない。

一　看護休暇申出をする労働者の氏名

二　看護休暇申出に係る子の氏名及び生年月日

三　子の看護休暇を取得する年月日（法第十六条の二第二項の規定により、子の看護休暇を一日未満の単位で取得する場合にあっては、当該子の看護休暇の開始及び終了の年月日時）

四　看護休暇申出に係る子が負傷し、若しくは疾病にかかっている事実又は前条に定める世話を行う旨

2　事業主は、看護休暇申出があったときは、当該看護休暇申出をした労働者に対して、前項第四号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

（法第十六条の三第二項において準用する法第六条第一項ただし書の場合の手続等）

第三十七条　法第十六条の三第二項において準用する法第六条第一項ただし書の規定により、事業主が労働者からの看護休暇申出を拒む場合における必要な手続その他の事項は、同項ただし書の協定の定めるところによる。

（法第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める世話）

第三十八条　法第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める世話は、次に掲げるものとする。

一　対象家族の介護

二　対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族の必要な世話

（法第十六条の六第二項において準用する法第六条第一項ただし書の場合の手続等）

第四十三条　法第十六条の六第二項において準用する法第六条第一項ただし書の規定により、事業主が労働者からの介護休暇申出を拒む場合における必要な手続その他の事項は、同項ただし書の協定の定めるところによる。

（法第二十一条第一項の厚生労働省令で定める事実）

第六十九条の二　法第二十一条第一項の厚生労働省令で定める事実は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　労働者が第一条第一項に該当する者であって、同条第二項に定めるところにより一歳に満たない者を委託されていること又は当該者を受託する意思を明示したこと。

（法第二十一条第一項の厚生労働省令で定める事項を知らせる方法）

第六十九条の三　法第二十一条第一項の規定により、労働者に対して、次条に定める事項を知らせる場合は、次のいずれかの方法（第三号及び第四号に掲げる方法にあっては、労働者が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

一　面談による方法

二　書面を交付する方法

三　ファクシミリを利用して送信する方法

四　電子メール等の送信の方法（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

2　次条に定める事項について、労働者に対して、前項第三号の方法により知らせた場合は、当該労働者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第四号の方法により知らせた場合は、当該労働者の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該労働者に到達したものとみなす。

（法第二十一条第一項の厚生労働省令で定める事項）

第六十九条の四　法第二十一条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第二項に規定する育児休業給付及び同条第三項に規定する出生後休業支援給付に関すること。

四　（略）

（削る）

第六十九条の五　（略）

（法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める事項を知らせる方法）

第六十九条の六　第六十九条の三の規定は、法第二十一条第二項の規定により、労働者に対して、第六十九条の八に定める事項を知らせる場合について準用する。

（法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める制度又は措置）

第六十九条の七　法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

一　介護休暇に関する制度

二　法第十六条の九第一項において準用する法第十六条の八の規定による所定外労働の制限に関する制度

（新設）

（法第二十一条第一項の厚生労働省令で定める事項等）

第六十九条の三　法第二十一条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第一項に規定する育児休業給付に関すること。

四　（略）

2　法第二十一条第一項の規定により、労働者に対して、前項に定める事項を知らせる場合は、次のいずれかの方法（第三号及び第四号に掲げる方法にあっては、労働者が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

一　面談による方法

二　書面を交付する方法

三　ファクシミリを利用して送信する方法

四　電子メール等の送信の方法（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

3　第一項に定める事項について、労働者に対して、前項第三号の方法により知らせた場合は、当該労働者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第四号の方法により知らせた場合は、当該労働者の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該労働者に到達したものとみなす。

（新設）

第六十九条の四　（略）

（新設）

三　法第十八条第一項において準用する法第十七条の規定による時間外労働の制限に関する制度

四　法第二十条第一項において準用する法第十九条の規定による深夜業の制限に関する制度

五　法第二十三条第三項の介護のための所定労働時間の短縮等の措置（第七十四条の二及び第七十六条第十号において「介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）

（法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める事項）

第六十九条の八　法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　介護休業に関する制度並びに前条各号に掲げる制度及び措置

二　介護休業申出及び法第二十一条第二項の介護両立支援制度等申出の申出先

三　雇用保険法第十条第六項第二号に規定する介護休業給付金に関すること。

（法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める措置）

第六十九条の九　第六十九条の五の規定は、法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める措置について準用する。

（法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める事項）

第六十九条の十　第六十九条の八の規定は、法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める事項について準用する。

（法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める期間）

第六十九条の十一　法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる期間のいずれかとする。

一　四十歳に達した日の属する年度の初日から末日までの期間

二　四十歳に達した日の翌日から起算して一年間

（法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める事項を知らせる方法）

第六十九条の十二　法第二十一条第三項の規定により、労働者に対して、第六十九条の十において準用する第六十九条の八に定める事項を知らせる場合は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。

一　面談による方法

二　書面を交付する方法

三　ファクシミリを利用して送信する方法

四　電子メール等の送信の方法

2　第六十九条の十において準用する第六十九条の八に定める事項について、労働者に対して、前項第三号の方法により知らせた場合は、当該労働者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第四号の方法により知らせた場合は、当該労働者の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該労働者に到達したものとみなす。

（法第二十二条第二項第三号の厚生労働省令で定める介護休業に係る雇用環境の整備に関する措置）

第七十一条の三　前条の規定は、法第二十二条第二項第三号の厚生労働省令で定める介護休業に係る雇用環境の整備に関する措置について準用する。この場合において、前条各号中「育児休業」とあるのは、「介護休業」と読み替えるものとする。

（新設）

（法第二十二条第四項第三号の厚生労働省令で定める介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備に関する措置）

第七十一条の四　第七十一条の二の規定は、法第二十二条第四項第三号の厚生労働省令で定める介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備に関する措置について準用する。この場合において、第七十一条の二中「育児休業の取得」とあるのは「介護両立支援制度等の利用」と、「育児休業に関する制度」とあるのは「介護両立支援制度等」と読み替えるものとする。

第七十一条の五　（略）

（法第二十二条の二の厚生労働省令で定めるもの）

第七十一条の六　法第二十二条の二の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるいずれかの割合とする。

一　（略）

二　その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業等及び子の看護等休暇を除く。）を利用したものの数の合計数の割合

（法第二十三条第一項本文の一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの）

第七十二条　法第二十三条第一項本文の一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働時間が六時間以下の労働者とする。

（法第二十三条第一項の措置）

第七十三条　法第二十三条第一項の育児のための所定労働時間の短縮措置は、一日の所定労働時間を原則として六時間とする措置を含むものとしなければならない。

第七十三条の二　（略）

（法第二十三条第二項第二号の措置）

第七十四条　（削る）

法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置は、当該制度の適用を受けることを希望する労働者に適用される次に掲げるいずれかの方法により講じられる措置とする。

一～三　（略）

（削る）

（新設）

第七十一条の三　（略）

（法第二十二条の二の厚生労働省令で定めるもの）

第七十一条の四　法第二十二条の二の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるいずれかの割合とする。

一　（略）

二　その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業等及び子の看護休暇を除く。）を利用したものの数の合計数の割合

（法第二十三条第一項本文の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの）

第七十二条　法第二十三条第一項本文の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働時間が六時間以下の労働者とする。

（新設）

第七十三条　（略）

（法第二十三条の措置）

第七十四条　法第二十三条第一項に規定する育児のための所定労働時間の短縮措置は、一日の所定労働時間を原則として六時間とする措置を含むものとしなければならない。

2　法第二十三条第二項に規定する始業時刻変更等の措置は、当該制度の適用を受けることを希望する労働者に適用される次に掲げるいずれかの方法により講じなければならない。

一～三　（略）

3　法第二十三条第三項の介護のための所定労働時間の短縮等の措置は、二回以上の利用をすることができる措置とし、次の各号に掲げるいずれかの方法により講じなければならない。ただし、第三号の方法により介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講ずる場合には、二回以上の利用ができることを要しない。

一　法第二十三条第三項の労働者（以下この項において「労働者」という。）であって当該勤務に就くことを希望するものに適用される所定労働時間の短縮の制度を設けること。

二　当該制度の適用を受けることを希望する労働者に適用される前項第一号又は第二号に掲げるいずれかの制度を設けること。

三　要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその就業中に、当該労働者に代わって当該対象家族を介護するサービスを利用する場合、当該労働者が負担すべき費用を助成する制度その他これに準ずる制度を設けること。

（法第二十三条第三項の措置）

第七十四条の二　介護のための所定労働時間の短縮等の措置は、二回以上の利用をすることができる措置とし、次の各号に掲げるいずれかの方法により講じなければならない。ただし、第三号の方法により介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講ずる場合には、二回以上の利用ができることを要しない。

一　法第二十三条第三項の労働者（以下この条において単に「労働者」という。）であって当該勤務に就くことを希望するものに適用される所定労働時間の短縮の制度を設けること。

二　当該制度の適用を受けることを希望する労働者に適用される前条第一号又は第二号に掲げるいずれかの制度を設けること。

三　要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその就業中に、当該労働者に代わって当該対象家族を介護するサービスを利用する場合、当該労働者が負担すべき費用を助成する制度その他これに準ずる制度を設けること。

（法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める制度又は措置）

第七十六条　法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　子の看護等休暇

四～七　（略）

八　法第二十三条第一項の育児のための所定労働時間の短縮措置

九　法第二十三条第二項の規定による育児休業に関する制度に準ずる措置又は同項第一号の在宅勤務等の措置若しくは同項第二号の始業時刻変更等の措置

十　（略）

（削る）

（法第六十一条第五項ただし書の厚生労働省令で定めるもの）

第八十六条　法第六十一条第五項ただし書の厚生労働省令で定めるものは、一週間の所定労働日数が著しく少ないものとして厚生労働大臣が定める日数以下の者とする。

（削る）

（法第六十一条第八項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等）

第八十七条　法第六十一条第八項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、時間（一日の所定労働時間数に満たないものとする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

２　前項に規定する一日未満の単位で取得する行政執行法人子の看護等休暇一日の時間数は、一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）とする。

（削る）

（新設）

（法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める制度又は措置）

第七十六条　法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　子の看護休暇

四～七　（略）

八　育児のための所定労働時間の短縮措置

九　法第二十三条第二項の規定による育児休業に関する制度に準ずる措置又は始業時刻変更等の措置

十　（略）

（法第六十一条第三項の厚生労働省令で定めるもの）

第八十六条　法第六十一条第三項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定めるものは、祖父母、兄弟姉妹及び孫とする。

（法第六十一条第五項ただし書の厚生労働省令で定めるもの）

第八十七条　法第六十一条第五項ただし書（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定めるものは、一週間の所定労働日数が著しく少ないものとして厚生労働大臣が定める日数以下の者とする。

第八十八条　削除

（法第六十一条第九項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等）

第八十九条　法第六十一条第九項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、時間（一日の所定労働時間数に満たないものとする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

２　前項に規定する一日未満の単位で取得する法第六十一条第七項の規定による休暇一日の時間数は、一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）とする。

第九十条　削除

（削る）

（削る）

（法第六十一条第十二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等）

第八十八条　法第六十一条第十二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、時間（一日の所定労働時間数に満たないものとする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　前項に規定する一日未満の単位で取得する行政執行法人介護休暇一日の時間数は、一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）とする。

（削る）

（削る）

（法第六十一条第二十項の厚生労働省令で定める事項を知らせる方法）

第八十九条　法第六十一条第二十項の規定により、行政執行法人の職員に対して、第九十一条に定める事項を知らせる場合は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。

一　面談による方法

二　書面を交付する方法

三　電子メール等の送信の方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

2　第九十一条に定める事項について、行政執行法人の職員に対して、前項第三号の方法により知らせた場合は、当該職員の使用に係る通信端末機器により受信した時に当該職員に到達したものとみなす。

（法第六十一条第十一項において読み替えて準用する同条第九項の厚生労働省令で定める一日未満の単位）

第九十一条　法第六十一条第十一項において読み替えて準用する同条第九項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、時間（一日の所定労働時間数に満たないものとする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　前項に規定する一日未満の単位で取得する法第六十一条第十一項において読み替えて準用する同条第七項の規定による休暇一日の時間数は、一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）とする。

第九十二条　削除

（法第六十一条第十四項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等）

第九十三条　法第六十一条第十四項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、時間（一日の所定労働時間数に満たないものとする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　前項に規定する一日未満の単位で取得する法第六十一条第十二項の規定による休暇一日の時間数は、一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）とする。

第九十四条　削除

（法第六十一条第十六項において読み替えて準用する同条第十四項の厚生労働省令で定める一日未満の単位）

第九十五条　法第六十一条第十六項において読み替えて準用する同条第十四項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、時間（一日の所定労働時間数に満たないものとする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　前項に規定する一日未満の単位で取得する法第六十一条第十六項において読み替えて準用する同条第十二項の規定による休暇一日の時間数は、一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）とする。

（新設）

（法第六十一条第二十項の厚生労働省令で定める制度又は措置）

第九十条　法第六十一条第二十項の厚生労働省令で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

一　行政執行法人介護休暇に関する制度

二　法第六十一条第十五項において読み替えて準用する同条第十四項の規定による所定労働時間を超えて勤務しない制度

三　法第六十一条第十七項において読み替えて準用する同条第十六項の規定による制限時間を超えて労働時間を延長して勤務しない制度

四　法第六十一条第十九項において読み替えて準用する同条第十八項の規定による深夜において勤務しない制度

五　法第六十一条第三十項の介護時間休業（第百二条第十一号において「介護時間休業」という。）に関する制度

（法第六十一条第二十項の厚生労働省令で定める事項）

第九十一条　法第六十一条第二十項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　行政執行法人介護休業に関する制度並びに前条各号に掲げる制度及び措置

二　法第六十一条第二十項の行政執行法人介護休業の承認の請求（第九十五条及び第九十六条において「行政執行法人介護休業の承認の請求」という。）及び同項の介護両立支援制度等の承認の請求先

三　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十条第一項第十号の四に規定する介護休業手当金又は雇用保険法第十条第六項第二号に規定する介護休業給付金に関すること。

（法第六十一条第二十項の厚生労働省令で定める措置）

第九十二条　法第六十一条第二十項の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　面談

二　書面の交付

三　電子メール等の送信（行政執行法人の職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

2　前項第三号の措置を講じた場合には、行政執行法人の職員の使用に係る通信端末機器により受信した時に当該職員に到達したものとみなす。

（法第六十一条第二十一項の厚生労働省令で定める事項を知らせる方法）

第九十三条　法第六十一条第二十一項の規定により、行政執行法人の職員に対して、次条において準用する第九十一条に定める事項を知らせる場合は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。

一　面談による方法

二　書面を交付する方法

三　電子メール等の送信の方法

2　次条において準用する第九十一条に定める事項について、行政執行法人の職員に対して、前項第三号の方法により知らせた場合は、当該職員の使用に係る通信端末機器により受信した時に当該職員に到達したものとみなす。

（法第六十一条第二十一項の厚生労働省令で定める事項）

第九十四条　第九十一条の規定は、法第六十一条第二十一項の厚生労働省令で定める事項について準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（法第六十一条第二十三項第三号の厚生労働省令で定める事項）

第九十五条　法第六十一条第二十三項第三号の厚生労働省令で定める事項は、行政執行法人介護休業の承認の請求をした行政執行法人の職員が行政執行法人介護休業をすることができる期間について負担すべき社会保険料を支払う方法に関することとする。　（新設）

（法第六十一条第二十四項の取扱いの明示）

第九十六条　法第六十一条第二十四項の取扱いの明示は、行政執行法人介護休業の承認の請求があった後速やかに、当該行政執行法人介護休業の承認の請求をした行政執行法人の職員に係る取扱いを明らかにした書面を交付すること又は電子メール等を送信すること（当該職員が電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。次項において同じ。）によって行うものとする。　（新設）

２　前項の規定による取扱いの明示を電子メール等を送信することにより行った場合は、行政執行法人の職員の使用に係る通信端末機器により受信した時に当該職員に到達したものとみなす。

（法第六十一条第二十五項第三号の厚生労働省令で定める行政執行法人介護休業に係る勤務環境の整備に関する措置）

第九十七条　法第六十一条第二十五項第三号の厚生労働省令で定める行政執行法人介護休業に係る勤務環境の整備に関する措置は、次のとおりとする。　（新設）

一　行政執行法人の職員の行政執行法人介護休業の取得に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供

二　職員に対する行政執行法人介護休業に関する制度及び行政執行法人介護休業の取得の促進に関する方針の周知

（法第六十一条第二十七項第三号の厚生労働省令で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置）

第九十八条　前条の規定は、法第六十一条第二十七項第三号の厚生労働省令で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置について準用する。この場合において、前条中「行政執行法人介護休業の取得」とあるのは「介護両立支援制度等の利用」と、「行政執行法人介護休業に関する制度」とあるのは「介護両立支援制度等」と読み替えるものとする。　（新設）

（法第六十一条第二十八項本文の一日の所定労働時間が短い職員として厚生労働省令で定めるもの）

第九十九条　法第六十一条第二十八項本文の一日の所定労働時間が短い職員として厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働時間が六時間以下の職員とする。　（新設）

（法第六十一条第二十八項の措置）

第九十九条の二　法第六十一条第二十八項の育児のための所定労働時間の短縮措置は、一日の所定労働時間を原則として六時間とする措置を含むものとしなければならない。　（新設）

（法第六十一条第二十九項第二号の措置）

第百条　法第六十一条第二十九項第二号の厚生労働省令で定める当該職員が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置は、当該制度の適用を受けることを希望する行政執行法人の職員に適用される次に掲げるいずれかの方法により講じられる措置とする。　（新設）

一　労働基準法第三十二条の三第一項の規定による労働時間の制度を設けること。

二　一日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度を設けること。

三　職員の三歳に満たない子に係る保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与を行うこと。

（法第六十一条第三十四項第一号の厚生労働省令で定める場合）

第百一条　法第六十一条第三十四項第一号の当該職員が法第五条第三項の規定による申出をすることができる場合に相当するものとして厚生労働省令で定める場合は、当該職員について同項の規定を適用するとしたならば当該職員が同項の規定による申出をすることができる場合とする。

2　法第六十一条第三十四項第一号の当該職員が法第五条第四項の規定による申出をすることができる場合に相当するものとして厚生労働省令で定める場合は、当該職員について同項の規定を適用するとしたならば当該職員が同項の規定による申出をすることができる場合とする。

（法第六十一条第三十八項の厚生労働省令で定める制度又は措置）

第百二条　法第六十一条第三十八項の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　行政執行法人介護休業

四　行政執行法人子の看護等休暇

五　行政執行法人介護休暇

六　法第六十一条第十四項（同条第十五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により所定労働時間を超えて勤務しない制度

七　法第六十一条第十六項（同条第十七項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により制限時間を超えて労働時間を延長して勤務しない制度

八　法第六十一条第十八項（同条第十九項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により深夜において勤務しない制度

九　法第六十一条第二十八項の育児のための所定労働時間の短縮措置

十　法第六十一条第二十九項第一号の在宅勤務等の措置又は同項第二号の始業時刻変更等の措置

十一　介護時間休業

（法第六十一条の二第五項ただし書の厚生労働省令で定めるもの）

第百三条　法第六十一条の二第五項ただし書の厚生労働省令で定めるものは、一週間の所定労働日数が著しく少ないものとして厚生労働大臣が定める日数以下の者とする。

（法第六十一条の二第八項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等）

第百四条　法第六十一条の二第八項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、時間（一日の所定労働時間数に満たないものとする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　前項に規定する一日未満の単位で取得する法第六十一条の二第六項の規定による休暇一日の時間数は、一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）とする。

（法第六十一条の二第十二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等）

第百五条　法第六十一条の二第十二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、時間（一日の所定労働時間数に満たないものとする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

（新設）

（法第六十一条第三十三項の厚生労働省令で定める制度）

第九十六条　法第六十一条第三十三項の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　法第六十一条第三項の規定による休業

四　法第六十一条第七項の規定による休暇

五　法第六十一条第十二項の規定による休暇

六　法第六十一条第十七項（同条第十八項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により所定労働時間を超えて勤務しない制度

七　法第六十一条第二十一項（同条第二十二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により制限時間を超えて労働時間を延長して勤務しない制度

八　法第六十一条第二十五項（同条第二十六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により深夜において勤務しない制度

（新設）

（新設）

九　法第六十一条第二十九項の規定により一日の勤務時間の一部につき勤務しない制度

（新設）

（新設）

2　前項に規定する一日未満の単位で取得する法第六十一の二第十項の規定による休暇一日の時間数は、一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）とする。

（法第六十一条の二第二十三項の厚生労働省令で定める制度）

第百六条　法第六十一条の二第二十三項の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　法第六十一条の二第三項の規定による休業

五　法第六十一条の二第六項の規定による休暇

六　法第六十一条の二第十項の規定による休暇

七　法第六十一条の二第十四項（同条第十五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により所定労働時間を超えて勤務しない制度

八　法第六十一条の二第十六項（同条第十七項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により制限時間を超えて労働時間を延長して勤務しない制度

九　法第六十一条の二第十八項（同条第十九項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により深夜において勤務しない制度

十　法第六十一条の二第二十項の規定により一日の勤務時間の一部につき勤務しない制度

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第二条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業）	（法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業）
第百十五条　法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業は、第百二条の三の二、第百二条の四、第百九条、第百四十条及び第百四十条の二に定めるもののほか、次のとおりとする。	**第百十五条**　法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業は、第百二条の三の二、第百二条の四、第百九条、第百四十条及び第百四十条の二に定めるもののほか、次のとおりとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　介護休業（育児・介護休業法第二条第二号に規定する介護休業及び育児・介護休業法第二十四条第三項の規定により、当該介護休業の制度に準じて講ずることとされる措置に係る休業をいう。以下同じ。）の制度の普及を促進するため、調査及び研究並びに事業主その他の者に対する相談、指導その他の援助を行うこと。	五　介護休業（育児・介護休業法第二条第二号に規定する介護休業及び同法第二十四条第二項の規定により、当該介護休業の制度に準じて講ずることとされる措置に係る休業をいう。以下同じ。）の制度の普及を促進するため、調査及び研究並びに事業主その他の者に対する相談、指導その他の援助を行うこと。
六～十八　（略）	六～十八　（略）
（両立支援等助成金）	（両立支援等助成金）
第百十六条　（略）	**第百十六条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　前項第一号イに規定する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号イに該当することにより出生時両立支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該助成金の支給の申請をした日の属する事業年度の直前の事業年度における次の各号に掲げる事項を厚生労働省のウェブサイトに公表したものである場合	4　前項第一号イに規定する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号イに該当することにより出生時両立支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該助成金の支給の申請をした日の属する事業年度の直前の事業年度における次の各号に掲げる事項を厚生労働省のウェブサイトに公表したものである場合
（法第六十一条第三十四項の厚生労働省令で定める制度）	（法第六十一条第三十四項の厚生労働省令で定める制度）
第九十七条　法第六十一条第三十四項の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度は、次のとおりとする。	**第九十七条**　法第六十一条第三十四項の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度は、次のとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　法第六十一条第六項において読み替えて準用する同条第三項の規定による休業	四　法第六十一条第六項において読み替えて準用する同条第三項の規定による休業
五　法第六十一条第十一項において読み替えて準用する同条第七項の規定による休暇	五　法第六十一条第十一項において読み替えて準用する同条第七項の規定による休暇
六　法第六十一条第十六項において読み替えて準用する同条第十二項の規定による休暇	六　法第六十一条第十六項において読み替えて準用する同条第十二項の規定による休暇
七　法第六十一条第十九項（同条第二十項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により所定労働時間を超えて勤務しない制度	七　法第六十一条第十九項（同条第二十項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により所定労働時間を超えて勤務しない制度
八　法第六十一条第二十三項（同条第二十四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により制限時間を超えて労働時間を延長して勤務しない制度	八　法第六十一条第二十三項（同条第二十四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により制限時間を超えて労働時間を延長して勤務しない制度
九　法第六十一条第二十七項（同条第二十八項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により深夜において勤務しない制度	九　法第六十一条第二十七項（同条第二十八項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により深夜において勤務しない制度
十　法第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項の規定により一日の勤務時間の一部につき勤務しない制度	十　法第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項の規定により一日の勤務時間の一部につき勤務しない制度

（以下この条において「育児休業等の取得の状況を公表したものである場合」という。）にあつては、当該中小企業事業主については、同項第二号イに定める額に加え、二万円を支給するものとする。

一　次のいずれかの割合

イ　（略）

ロ　その雇用する男性労働者であつて配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であつて育児休業をしたものの数及び子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業及び育児・介護休業法第十六条の二に規定する子の看護等休暇を除く。）を利用したものの数の合計数の割合

二～四　（略）

5～13　（略）

14　柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、イ及びロに該当する中小企業事業主）

イ　その雇用する被保険者のうち、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものについて、労働協約又は就業規則に定めるところにより、労働者の申出に基づく次に掲げるもののうちいずれか二以上の措置を講じている中小企業事業主であつて、当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの

(1)　育児・介護休業法第二十三条第二項第二号に規定する始業時刻変更等の措置

(2)～(5)　（略）

ロ・ハ　（略）

二　（略）

15・16　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第百二十五号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定に基づき、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月十一日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第十章　（略）	第一章～第十章　（略）
第十一章　雑則（第七十九条―第百十六条）	第十一章　雑則（第七十九条―第百六条）
附則	附則
（法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める就業に関する条件に係る労働者の意向を確認する方法）	
第六十九条の六　第六十九条の三の規定は、法第二十一条第二項の規定により、労働者に対して、次条に定める就業に関する条件に係る当該労働者の意向を確認する場合について準用する。	（新設）

（法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める就業に関する条件）

第六十九条の七　法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める就業に関する条件は、次のとおりとする。

一　始業及び終業の時刻

二　就業の場所

三　育児休業に関する制度、子の看護等休暇に関する制度、法第十六条の八の規定による所定外労働の制限に関する制度、法第十七条の規定による時間外労働の制限に関する制度、法第十九条の規定による深夜業の制限に関する制度、法第二十三条第一項の育児のための所定労働時間の短縮措置、法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置、同項第一号の在宅勤務等の措置又は同項第二号の始業時刻変更等の措置、法第二十三条の三第一項の規定による措置その他子の養育に関する制度又は措置の利用期間

四　その他職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する就業に関する条件

（法第二十一条第四項の厚生労働省令で定める事項を知らせる方法）

第六十九条の八　第六十九条の三の規定は、法第二十一条第四項の規定により、労働者に対して、第六十九条の十に定める事項を知らせる場合について準用する。

（法第二十一条第四項の厚生労働省令で定める制度又は措置）

第六十九条の九　法第二十一条第四項の厚生労働省令で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

一～五　（略）

（法第二十一条第四項の厚生労働省令で定める事項）

第六十九条の十　法第二十一条第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　介護休業申出及び法第二十一条第四項の介護両立支援制度等申出の申出先

三　（略）

（法第二十一条第四項の厚生労働省令で定める措置）

第六十九条の十一　第六十九条の五の規定は、法第二十一条第四項の厚生労働省令で定める措置について準用する。

（法第二十一条第五項の厚生労働省令で定める事項）

第六十九条の十二　第六十九条の十の規定は、法第二十一条第五項の厚生労働省令で定める事項について準用する。

（法第二十一条第五項の厚生労働省令で定める期間）

第六十九条の十三　法第二十一条第五項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる期間のいずれかとする。

一・二　（略）

（法第二十一条第五項の厚生労働省令で定める事項を知らせる方法）

第六十九条の十四　法第二十一条第五項の規定により、労働者に対して、第六十九条の十二において準用する第六十九条の十に定める事項を知らせる場合は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。

一～四　（略）

２　第六十九条の十二において準用する第六十九条の十に定める事項について、労働者に対して、前項第三号の方法により知らせた場合は、当該労働者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第四号の方法により知らせた場合は、当該労働者の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該労働者に到達したものとみなす。

（新設）

（法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める事項を知らせる方法）

第六十九条の六　第六十九条の三の規定は、法第二十一条第二項の規定により、労働者に対して、第六十九条の八に定める事項を知らせる場合について準用する。

（法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める制度又は措置）

第六十九条の七　法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

一～五　（略）

（法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める事項）

第六十九条の八　法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　介護休業申出及び法第二十一条第二項の介護両立支援制度等申出の申出先

三　（略）

（法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める措置）

第六十九条の九　第六十九条の五の規定は、法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める措置について準用する。

（法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める事項）

第六十九条の十　第六十九条の八の規定は、法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める事項について準用する。

（法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める期間）

第六十九条の十一　法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる期間のいずれかとする。

一・二　（略）

（法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める事項を知らせる方法）

第六十九条の十二　法第二十一条第三項の規定により、労働者に対して、第六十九条の十において準用する第六十九条の八に定める事項を知らせる場合は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。

一～四　（略）

２　第六十九条の十において準用する第六十九条の八に定める事項について、労働者に対して、前項第三号の方法により知らせた場合は、当該労働者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第四号の方法により知らせた場合は、当該労働者の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該労働者に到達したものとみなす。

（法第二十二条の二の厚生労働省令で定めるもの）

第七十一条の六　法第二十二条の二の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるいずれかの割合とする。

一　（略）

二　その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業等、子の看護等休暇及び法第二十三条の三第一項第四号に規定する休暇を除く。）を利用したものの数の合計数の割合

（法第二十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定めるもの）

第七十五条の二　法第二十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるいずれかの措置とする。

一　労働基準法第三十二条の三第一項の規定による労働時間の制度（同項第三号の総労働時間を同項第二号の清算期間における所定労働日数で除した時間が一日の所定労働時間と同一であるものに限る。）

二　一日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度

（法第二十三条の三第一項の措置）

第七十五条の三　法第二十三条の三第一項第二号の在宅勤務等の措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　一日の所定労働時間を変更することなく利用をすることができるものであること。

二　利用をすることができる日数が、一月につき、次に掲げるものであること。

イ　一週間の所定労働日数が五日の労働者については、十労働日以上の日数

ロ　一週間の所定労働日数が五日以外の労働者については、イを基準とし、その一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数に応じた日数以上の日数

三　時間（一日の所定労働時間数に満たないものとする。）を単位とするものであって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとして利用することができるものであること。

2　前項第三号に規定する単位で利用する法第二十三条の三第一項第二号の在宅勤務等の措置一日の時間数は、一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）とする。

3　法第二十三条の三第一項第三号の育児のための所定労働時間の短縮措置は、一日の所定労働時間を原則として六時間とする措置を含むものとしなければならない。

4　法第二十三条の三第一項第四号に規定する休暇を与えるための措置は、一日の所定労働時間を変更することなく利用をすることができ、かつ、一年間に十労働日以上の日数の利用をすることができるものとしなければならない。

（法第二十三条の三第一項第五号の厚生労働省令で定めるもの）

第七十五条の四　法第二十三条の三第一項第五号の厚生労働省令で定めるものは、労働者の三歳から小学校就学の始期に達するまでの子に係る保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与を行うこととする。

（新設）

（法第二十二条の二の厚生労働省令で定めるもの）

第七十一条の六　法第二十二条の二の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるいずれかの割合とする。

一　（略）

二　その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業等及び子の看護等休暇を除く。）を利用したものの数の合計数の割合

（新設）

（法第二十三条の三第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等）

第七十五条の五　法第二十三条の三第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、時間（一日の所定労働時間数に満たないものとする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　前項に規定する一日未満の単位で取得する法第二十三条の三第一項第四号に規定する休暇一日の時間数は、一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）とする。

（法第二十三条の三第三項第二号の厚生労働省令で定めるもの）

第七十五条の六　法第二十三条の三第三項第二号の厚生労働省令で定めるものは、一週間の所定労働日数が二日以下の労働者とする。

（法第二十三条の三第五項の厚生労働省令で定める事項を知らせる方法）

第七十五条の七　第六十九条の三の規定は、法第二十三条の三第五項の規定により、労働者に対して、第七十五条の九に定める事項を知らせる場合について準用する。

（法第二十三条の三第五項の厚生労働省令で定める期間）

第七十五条の八　法第二十三条の三第五項の厚生労働省令で定める期間は、当該労働者の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの一年間とする。

（法第二十三条の三第五項の厚生労働省令で定める事項）

第七十五条の九　法第二十三条の三第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第二十三条の三第五項の対象措置（次号において「対象措置」という。）

二　対象措置に係る申出の申出先

三　法第十六条の八の規定による所定外労働の制限に関する制度、法第十七条の規定による時間外労働の制限に関する制度及び法第十九条の規定による深夜業の制限に関する制度

（法第二十三条の三第五項の厚生労働省令で定める措置）

第七十五条の十　第六十九条の五の規定は、法第二十三条の三第五項の厚生労働省令で定める措置について準用する。

（法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める制度又は措置）

第七十六条　法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置は、次のとおりとする。

一～十　（略）

十一　法第二十三条の三第一項の規定による措置

（法第六十一条第二十項の厚生労働省令で定める制度又は措置）

第九十条　法第六十一条第二十項の厚生労働省令で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　法第六十一条第三十項の介護時間休業（第百十二条第十一号において「介護時間休業」という。）に関する制度

（法第六十一条第三十四項第一号の厚生労働省令で定めるもの）

第百一条　法第六十一条第三十四項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるいずれかの措置とする。

一　労働基準法第三十二条の三第一項の規定による労働時間の制度（同項第三号の総労働時間を同項第二号の清算期間における所定労働日数で除した時間が一日の所定労働時間と同一であるものに限る。）

二　一日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める制度又は措置）

第七十六条　法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置は、次のとおりとする。

一～十　（略）

（新設）

（法第六十一条第二十項の厚生労働省令で定める制度又は措置）

第九十条　法第六十一条第二十項の厚生労働省令で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　法第六十一条第三十項の介護時間休業（第百二条第十一号において「介護時間休業」という。）に関する制度

（新設）

（法第六十一条第三十四項の措置）

第百二条　法第六十一条第三十四項第二号の在宅勤務等の措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　一日の所定労働時間を変更することなく利用をすることができるものであること。

二　利用をすることができる日数が、一月につき、次に掲げるものであること。

イ　一週間の所定労働日数が五日の行政執行法人の職員については、十日以上の日数

ロ　一週間の所定労働日数が五日以外の行政執行法人の職員については、イを基準とし、その一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数に応じた日数以上の日数

三　時間（一日の所定労働時間数に満たないものとする。）を単位とするものであって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとして利用することができるものであること。

2　前項第三号に規定する単位で利用する法第六十一条第三十四項第二号の在宅勤務等の措置一日の時間数は、一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）とする。

3　法第六十一条第三十四項第三号の育児のための所定労働時間の短縮措置は、一日の所定労働時間を原則として六時間とする措置を含むものとしなければならない。

4　法第六十一条第三十四項第四号に規定する休暇を与えるための措置は、一日の所定労働時間を変更することなく利用をすることができ、かつ、一年間に十日以上の日数の利用をすることができるものとしなければならない。

（法第六十一条第三十四項第五号の厚生労働省令で定めるもの）

第百三条　法第六十一条第三十四項第五号の厚生労働省令で定めるものは、行政執行法人の職員の三歳から小学校就学の始期に達するまでの子に係る保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与を行うこととする。

（法第六十一条第三十五項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等）

第百四条　法第六十一条第三十五項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、時間（一日の所定労働時間数に満たないものとする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　前項に規定する一日未満の単位で取得する法第六十一条第三十四項第四号に規定する休暇一日の時間数は、一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）とする。

（法第六十一条第三十八項の厚生労働省令で定める事項を知らせる方法）

第百五条　第八十九条の規定は、法第六十一条第三十八項の規定により、行政執行法人の職員に対して、第百七条に定める事項を知らせる場合について準用する。

（法第六十一条第三十八項の厚生労働省令で定める期間）

第百六条　法第六十一条第三十八項の厚生労働省令で定める期間は、当該行政執行法人の職員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの一年間とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（法第六十一条第三十八項の厚生労働省令で定める事項）

第百七条　法第六十一条第三十八項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第六十一条第三十八項の行政執行法人対象措置（次号において「行政執行法人対象措置」という。）

二　行政執行法人対象措置に係る承認の請求の請求先

三　法第六十一条第十四項の規定により所定労働時間を超えて勤務しない制度、同条第十六項の規定により制限時間を超えて労働時間を延長して勤務しない制度及び同条第十八項の規定により深夜において勤務しない制度

（法第六十一条第三十八項の厚生労働省令で定める措置）

第百八条　第九十二条の規定は、法第六十一条第三十八項の厚生労働省令で定める措置について準用する。

（法第六十一条第三十九項において読み替えて準用する法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める就業に関する条件に係る行政執行法人の職員の意向を確認する方法）

第百九条　第八十九条の規定は、法第六十一条第三十九項において読み替えて準用する法第二十一条第二項の規定により、行政執行法人の職員に対して、次条に定める就業に関する条件に係る当該職員の意向を確認する場合について準用する。

（法第六十一条第三十九項において読み替えて準用する法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める就業に関する条件）

第百十条　法第六十一条第三十九項において読み替えて準用する法第二十一条第二項の厚生労働省令で定める就業に関する条件は、次のとおりとする。

一　始業及び終業の時刻

二　就業の場所

三　国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項に規定する育児休業に関する制度、行政執行法人子の看護等休暇に関する制度、法第六十一条第十四項の規定により所定労働時間を超えて勤務しない制度、同条第十六項の規定により制限時間を超えて労働時間を延長して勤務しない制度、同条第十八項の規定により深夜において勤務しない制度、同条第二十八項の育児のための所定労働時間の短縮措置、同条第二十九項第一号の在宅勤務等の措置又は同項第二号の始業時刻変更等の措置、同条第三十四項の規定による措置その他子の養育に関する制度又は措置の利用期間

四　その他職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する就業に関する条件

（法第六十一条第四十一項第一号の厚生労働省令で定める場合）

第百十一条　法第六十一条第四十一項第一号の当該職員が法第五条第三項の規定による申出をすることができる場合に相当するものとして厚生労働省令で定める場合は、当該職員について同項の規定を適用するとしたならば当該職員が同項の規定による申出をすることができる場合とする。

2　法第六十一条第四十一項第一号の当該職員が法第五条第四項の規定による申出をすることができる場合に相当するものとして厚生労働省令で定める場合は、当該職員について同項の規定を適用するとしたならば当該職員が同項の規定による申出をすることができる場合とする。

（法第六十一条第四十一項の厚生労働省令で定める制度又は措置）

第百十二条　法第六十一条第四十一項の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

一～十一　（略）

十二　法第六十一条第三十四項の規定による措置

第百十三条～第百十六条　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（法第六十一条第三十四項第一号の厚生労働省令で定める場合）

第百一条　法第六十一条第三十四項第一号の当該職員が法第五条第三項の規定による申出をすることができる場合に相当するものとして厚生労働省令で定める場合は、当該職員について同項の規定を適用するとしたならば当該職員が同項の規定による申出をすることができる場合とする。

2　法第六十一条第三十四項第一号の当該職員が法第五条第四項の規定による申出をすることができる場合に相当するものとして厚生労働省令で定める場合は、当該職員について同項の規定を適用するとしたならば当該職員が同項の規定による申出をすることができる場合とする。

（法第六十一条第三十八項の厚生労働省令で定める制度又は措置）

第百二条　法第六十一条第三十八項の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

一～十一　（略）

（新設）

第百三条～第百六条　（略）

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第二条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（両立支援等助成金） **第百十六条**　（略） ２・３　（略） ４　前項第一号イに規定する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号イに該当することにより出生時両立支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該助成金の支給の申請をした日の属する事業年度の直前の事業年度における次の各号に掲げる事項を厚生労働省のウェブサイトに公表したものである場合（以下この条において「育児休業等の取得の状況を公表したものである場合」という。）にあつては、当該中小企業事業主については、同項第二号イに定める額に加え、二万円を支給するものとする。 一　次のいずれかの割合 イ　（略） ロ　その雇用する男性労働者であつて配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であつて育児休業をしたものの数及び子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業、育児・介護休業法第十六条の二に規定する子の看護等休暇及び育児・介護休業法第二十三条の三第一項第四号に規定する休暇を除く。）を利用したものの数の合計数の割合 二～四　（略） ５～16　（略）	（両立支援等助成金） **第百十六条**　（略） ２・３　（略） ４　前項第一号イに規定する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号イに該当することにより出生時両立支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該助成金の支給の申請をした日の属する事業年度の直前の事業年度における次の各号に掲げる事項を厚生労働省のウェブサイトに公表したものである場合（以下この条において「育児休業等の取得の状況を公表したものである場合」という。）にあつては、当該中小企業事業主については、同項第二号イに定める額に加え、二万円を支給するものとする。 一　次のいずれかの割合 イ　（略） ロ　その雇用する男性労働者であつて配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であつて育児休業をしたものの数及び子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業及び育児・介護休業法第十六条の二に規定する子の看護等休暇を除く。）を利用したものの数の合計数の割合 二～四　（略） ５～16　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の日前に、三歳に満たない子を養育する労働者に対して、当該労働者の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの一年間のうちに、第一条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「新育介法」という。）第二十三条の三第五項の規定により新育介則第七十五条の九で定める事項を知らせ、新育介法第二十三条の三第五項の規定により新育介則第七十五条の十において準用する新育介則第六十九条の五第一項で定める措置を講じた場合又は新育介則第六十九条の六において準用する新育介則第六十九条の三第一項の方法によって新育介則第六十九条の七で定める就業に関する条件に係る当該労働者の意向を確認した場合には、それぞれ、改正法第二条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「新育介法」という。）第二十三条の三第五項の規定により新育介則第七十五条の九で定める事項を知らせ、新育介法第二十三条の三第五項の規定により新育介則第七十五条の十において準用する新育介則第六十九条の五第一項で定める措置を講じ、又は新育介法第二十三条の三第六項において準用する新育介法第二十一条第二項の規定により新育介則第六十九条の六において準用する新育介則第六十九条の七で定める就業に関する条件に係る当該労働者の意向を確認したものとみなす。

３　この省令の施行の日前に、三歳に満たない子を養育する行政執行法人の職員に対して、当該職員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの一年間のうちに、新育介則第百七条で定める事項を知らせた場合、新育介則第百八条において準用する新育介則第九十二条第一項で定める措置を講じた場合又は新育介則第百九条において準用する新育介則第八十九条の方法によって新育介則第百十条で定める就業に関する条件に係る当該職員の意向を確認した場合には、それぞれ、新育介法第六十一条第三十八項の規定により新育介則第百七条で定める事項を知らせ、新育介法第六十一条第三十八項の規定により新育介則第百八条において準用する新育介則第九十二条第一項で定める措置を講じ、又は新育介法第六十一条第三十九項において読み替えて準用する新育介法第二十一条第二項の規定により新育介則第百九条において準用する新育介則第八十九条の方法によって新育介則第百十条で定める就業に関する条件に係る当該職員の意向を確認したものとみなす。